

川崎市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p style="text-align: right;">平成12年3月24日条例第14号</p> <p>川崎市社会福祉審議会条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく川崎市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 民生委員の適否の審査に関すること。 (2) 身体障害者の福祉に関すること。 (3) 老人の福祉に関すること。 (4) その他社会福祉に関すること（川崎市児童福祉審議会及び川崎市精神保健福祉審議会の所掌事務に属するものを除く。）。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第3条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。 (委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。 (委員長)</p> <p>第5条 委員長は、法第10条の規定に基づき会務を総理するほか、審議会を代表する。 2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> | <p style="text-align: right;">平成12年3月24日条例第14号</p> <p>川崎市社会福祉審議会条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく川崎市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 民生委員の適否の審査に関すること。 (2) 身体障害者の福祉に関すること。 (3) 老人の福祉に関すること。 (4) その他社会福祉に関すること（川崎市児童福祉審議会及び川崎市精神保健福祉審議会の所掌事務に属するものを除く。）。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。 (委員長)</p> <p>第4条 委員長は、法第10条の規定に基づき会務を総理するほか、審議会を代表する。 2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(会議)</p> <p>第6条 審議会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。</p> <p>2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。</p> <p>3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> | <p>(会議)</p> <p>第5条 審議会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。</p> <p>2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。</p> <p>3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> |
| <p>(専門分科会)</p> <p>第7条 法第11条第1項の規定に基づく民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会のほか、同条第2項の規定に基づき、老人の福祉に関する事項を調査審議するため、審議会に老人福祉専門分科会を置く。</p> <p>2 身体障害者福祉専門分科会及び老人福祉専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。</p> <p>3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員（身体障害者福祉専門分科会及び老人福祉専門分科会にあっては、臨時委員を含む。第5項において同じ。）の互選により定める。</p> <p>4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。</p> <p>5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>6 専門分科会の会議については、前条の規定を準用する。</p> <p>7 審議会は、次の各号に掲げる事項に関して諮問等を受けたときは、当該各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第40条及び第41条第1項の規定による処分に関する事項 身体障害者福祉専門分科会</p> <p>(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第2項及び第19条第2項に規定する事項 老人福祉専門分科会</p> <p>8 民生委員審査専門分科会の会議は、非公開とする。</p> | <p>(専門分科会)</p> <p>第6条 法第11条第1項の規定に基づく民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会のほか、同条第2項の規定に基づき、老人の福祉に関する事項を調査審議するため、審議会に老人福祉専門分科会を置く。</p> <p>2 身体障害者福祉専門分科会及び老人福祉専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。</p> <p>3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員（身体障害者福祉専門分科会及び老人福祉専門分科会にあっては、臨時委員を含む。第5項において同じ。）の互選により定める。</p> <p>4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。</p> <p>5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>6 専門分科会の会議については、前条の規定を準用する。</p> <p>7 審議会は、次の各号に掲げる事項に関して諮問等を受けたときは、当該各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第40条及び第41条第1項の規定による処分に関する事項 身体障害者福祉専門分科会</p> <p>(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第2項及び第19条第2項に規定する事項 老人福祉専門分科会</p> <p>8 民生委員審査専門分科会の会議は、非公開とする。</p> |

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | |
|--|---|-------------------|----------------|---|--|----------|-------------------|----------------|---|
| <p>(審査部会)</p> <p>第8条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定に基づく障害程度審査部会のほか、身体障害者福祉専門分科会に次の表左欄に掲げる審査部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</p> <table border="1" data-bbox="174 352 1066 759"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 352 510 399">指定医師審査部会</th> <th data-bbox="510 352 1066 399">医師の指定及び取消しに関すること。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 399 510 759">指定自立支援医療機関審査部会</td> <td data-bbox="510 399 1066 759">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第2号に規定する更生医療に係るものに限る。)の指定及び取消しに関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の表左欄に掲げる審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。</p> <p>3 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。</p> <p>4 第6条及び前条第8項の規定は、審査部会の会議について準用する。</p> <p>5 審議会は、身体障害者の障害程度に関する事項について諮問を受けたとき又は第1項の表右欄に掲げる事項について諮問を受けたときは、それぞれ当該事項を調査審議する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。 (庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。 (委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。</p> | 指定医師審査部会 | 医師の指定及び取消しに関すること。 | 指定自立支援医療機関審査部会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第2号に規定する更生医療に係るものに限る。)の指定及び取消しに関すること。 | <p>(審査部会)</p> <p>第7条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定に基づく障害程度審査部会のほか、身体障害者福祉専門分科会に次の表左欄に掲げる審査部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</p> <table border="1" data-bbox="1178 352 2069 759"> <thead> <tr> <th data-bbox="1178 352 1514 399">指定医師審査部会</th> <th data-bbox="1514 352 2069 399">医師の指定及び取消しに関すること。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1178 399 1514 759">指定自立支援医療機関審査部会</td> <td data-bbox="1514 399 2069 759">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第2号に規定する更生医療に係るものに限る。)の指定及び取消しに関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の表左欄に掲げる審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。</p> <p>3 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。</p> <p>4 第5条及び前条第8項の規定は、審査部会の会議について準用する。</p> <p>5 審議会は、身体障害者の障害程度に関する事項について諮問を受けたとき又は第1項の表右欄に掲げる事項について諮問を受けたときは、それぞれ当該事項を調査審議する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。 (庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。 (委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。</p> | 指定医師審査部会 | 医師の指定及び取消しに関すること。 | 指定自立支援医療機関審査部会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第2号に規定する更生医療に係るものに限る。)の指定及び取消しに関すること。 |
| 指定医師審査部会 | 医師の指定及び取消しに関すること。 | | | | | | | | |
| 指定自立支援医療機関審査部会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第2号に規定する更生医療に係るものに限る。)の指定及び取消しに関すること。 | | | | | | | | |
| 指定医師審査部会 | 医師の指定及び取消しに関すること。 | | | | | | | | |
| 指定自立支援医療機関審査部会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第2号に規定する更生医療に係るものに限る。)の指定及び取消しに関すること。 | | | | | | | | |

川崎市社会福祉審議会について

1 概要

(1) 目的等

社会福祉法等の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき設置する市長の附属機関

(2) 委員

市議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

2 条例制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）による社会福祉法の一部改正が、平成25年6月14日に施行され、地方社会福祉審議会の定数を35人以内とする規定が廃止されたことによる。

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | |
|--|----------------|---------------|-----------|----------------|---|------------|---------------|------------|----------------|
| <p>○川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例 平成25年3月22日条例第9号 川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条の表中</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="197 523 1043 571"> <tr> <td>川崎市わーくす日進町</td> <td>川崎市川崎区日進町5番地1</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>を</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="197 707 1043 754"> <tr> <td>川崎市わーくす川崎</td> <td>川崎市川崎区堤根34番地15</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>に改める。</p> <p>第3条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「（第6条において「就労移行支援」という。）」を削る。</p> | 川崎市わーくす日進町 | 川崎市川崎区日進町5番地1 | 川崎市わーくす川崎 | 川崎市川崎区堤根34番地15 | <p>○川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例 平成25年3月22日条例第9号 川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条の表中</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="1196 523 2042 571"> <tr> <td>川崎市わーくす日進町</td> <td>川崎市川崎区日進町5番地1</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>を</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="1196 707 2042 754"> <tr> <td>川崎市わーくす日進町</td> <td>川崎市川崎区堤根34番地15</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>に改める。</p> <p>第3条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「（第6条において「就労移行支援」という。）」を削る。</p> | 川崎市わーくす日進町 | 川崎市川崎区日進町5番地1 | 川崎市わーくす日進町 | 川崎市川崎区堤根34番地15 |
| 川崎市わーくす日進町 | 川崎市川崎区日進町5番地1 | | | | | | | | |
| 川崎市わーくす川崎 | 川崎市川崎区堤根34番地15 | | | | | | | | |
| 川崎市わーくす日進町 | 川崎市川崎区日進町5番地1 | | | | | | | | |
| 川崎市わーくす日進町 | 川崎市川崎区堤根34番地15 | | | | | | | | |

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第69号</p> | <p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第69号</p> |
| <p>(用語の意義及び字句の意味)</p> | <p>(用語の意義及び字句の意味)</p> |
| <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> | <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> |
| <p>(1)～(5) 略</p> | <p>(1)～(5) 略</p> |
| <p>(6) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号。以下「<u>指定通所支援基準条例</u>」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、<u>指定通所支援基準条例</u>第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、<u>指定通所支援基準条例</u>第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び<u>指定通所支援基準条例</u>第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（<u>指定通所支援基準条例</u>に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> | <p>(6) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、<u>同条例</u>第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、<u>同条例</u>第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び<u>同条例</u>第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（<u>同条例</u>に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> |
| <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> | <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> |
| <p>第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する</p> | <p>第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>る条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス</u>を利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた<u>障害者及び障害児</u>の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>指</u></p> | <p>る条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた<u>障害者</u>の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p><u>定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。第111条第2号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。</u></p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する基準を満たしていること。</u></p> <p>(5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において</p> | <p>特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける<u>障害者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。第111条第2号において同じ。）</u>を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる<u>通いサービス</u>、<u>指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス</u>若しくは<u>指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス</u>又は<u>特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス</u>を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた<u>障害者及び障害児</u>に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける<u>障害者及び障害児</u>の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 基準該当短期入所の提供を受ける<u>障害者及び障害児</u>に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> | <p>「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた<u>利用者</u>に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける<u>利用者</u>の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 基準該当短期入所の提供を受ける<u>利用者</u>に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(従業者の員数等に関する特例)</p> <p>第201条 多機能型による、指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（<u>指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。</u>）、指定医療型児童発達支援事業所（<u>指定通所支援基準条例第64条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。</u>）及び指定放課後等デイサービス事業所（<u>指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。</u>）（以下「多機能型事業所」と総称する。）においては、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第173条第4項（第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとするができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）においては、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第6項並びに第173条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものと</p> | <p>(従業者の員数等に関する特例)</p> <p>第201条 多機能型による、指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（<u>川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。</u>）、指定医療型児童発達支援事業所（<u>同条例第64条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。</u>）及び指定放課後等デイサービス事業所（<u>同条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。</u>）（以下「多機能型事業所」と総称する。）においては、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第173条第4項（第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとするができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）においては、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第6項並びに第173条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものと</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>されるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> | <p>されるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> |

川崎市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正する条例

- (1) 川崎市国民健康保険条例
- (2) 川崎市後期高齢者医療に関する条例
- (3) 川崎市介護保険条例

2 延滞金の減免等の規定の整備

延滞金の減免、端数計算等について、これまで根拠としていた川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例が川崎市債権管理条例の制定により廃止されることから、現行制度と変わらないものとするため、規定の整備を行うもの

3 保険料の延滞金の割合の特例の見直し

国税及び地方税において市中金利を踏まえた水準に延滞金の割合の特例の見直しが行われたことに鑑み、本市の国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料に係る延滞金の割合の特例についても、同様の見直しを行うもの

| 納期限からの期間 | 原則 | 現行の特例 | 改正後の特例 |
|--------------------|-------|-----------------|---------------------------|
| 納期限の翌日から 1箇月以内 | 7.3% | 基準割引率(※) +4% | (貸出約定平均金利(※)+1%) +1% |
| 納期限の翌日から 1箇月経過後 | 14.6% | 特例なし | (貸出約定平均金利(※)+1%) +7.3% |

※ 基準割引率とは、日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の割引率をいう(従来の公定歩合のこと)。

※ 貸出約定平均金利とは、銀行が行った短期貸付の1年間の平均金利で、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合をいう。

(例) 基準割引率を0.3%、貸出約定平均金利を1%として計算した場合

| 納期限からの期間 | 原則 | 現行の特例 | 改正後の特例 |
|--------------------|-------|-------|--------|
| 納期限の翌日から 1箇月以内 | 7.3% | 4.3% | 3.0% |
| 納期限の翌日から 1箇月経過後 | 14.6% | 特例なし | 9.3% |

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○川崎市国民健康保険条例 昭和33年4月1日条例第15号</p> | <p>○川崎市国民健康保険条例 昭和33年4月1日条例第15号</p> |
| <p>(延滞金)</p> | <p>(延滞金)</p> |
| <p>第35条 納付義務者が、納期限までに保険料を納付しないときは、その期限の翌日から保険料の完納の日までの日数に応じ、その金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を納付しなければならない。<u>この場合において、保険料の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額は、その納付のあった保険料の額を控除した額とする。</u></p> | <p>第35条 納付義務者が、納期限までに保険料を納付しないときは、その期限の翌日から保険料の完納の日までの日数に応じ、その金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を納付しなければならない。<u>ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> |
| <p>2 前項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> | |
| <p>3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> | |
| <p>4 市長は、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、延滞金を減免することができる。</p> | |
| <p>(督促)</p> | <p>(督促)</p> |
| <p>第36条 納付義務者が、納期限を過ぎて保険料を完納しないときは、<u>納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。ただし、第38条の規定により保険料の徴収を猶予する場合は、この限りではない。</u></p> | <p>第36条 納付義務者が、納期限を過ぎて保険料を完納しないときは、督促状を発しなければならない。ただし、第38条の規定により保険料の徴収を猶予する場合は、この限りではない。</p> |
| <p>2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、発行の日から10日以内とする。</p> | <p>2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、発行の日から10日以内とする。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>11 第35条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> | <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>11 第35条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> |

川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○川崎市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月25日条例第12号 (延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しないときは、その期限の翌日から保険料の完納の日までの日数に応じ、その金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を納付しなければならない。<u>この場合において、保険料の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額は、その納付のあった保険料の額を控除した額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p>4 <u>市長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、延滞金を減免することができる。</u></p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 <u>第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2</u></p> | <p>○川崎市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月25日条例第12号 (延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しないときは、その期限の翌日から保険料の完納の日までの日数に応じ、その金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を納付しなければならない。<u>ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 第6条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合<u>(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の</u></p> |

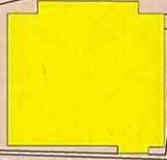
| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、<u>年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</u>とする。</p> | <p><u>規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p> |

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号 (延滞金)</p> <p>第15条 納付義務者が、納期限までに保険料を納付しないときは、その期限の翌日から保険料の完納の日までの日数に応じ、その金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を納付しなければならない。<u>この場合において、保険料の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額は、その納付のあった保険料の額を控除した額とする。</u></p> <p>2 前項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>4 市長は、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、<u>延滞金を減免することができる。</u></p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>30 第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場</p> | <p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号 (延滞金)</p> <p>第15条 納付義務者が、納期限までに保険料を納付しないときは、その期限の翌日から保険料の完納の日までの日数に応じ、その金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を納付しなければならない。<u>ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>30 第15条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。） 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用 年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合 を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合 には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> | <p>満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基 準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と する。</p> |

火葬棟



至登戸駅

かわさき北部斎苑
川崎市高津区下作延 6 丁目 1 8 番 1 号

J R 南武線
津田山駅



かわさき北部斎苑火葬炉改修工事について

1. 工事の目的

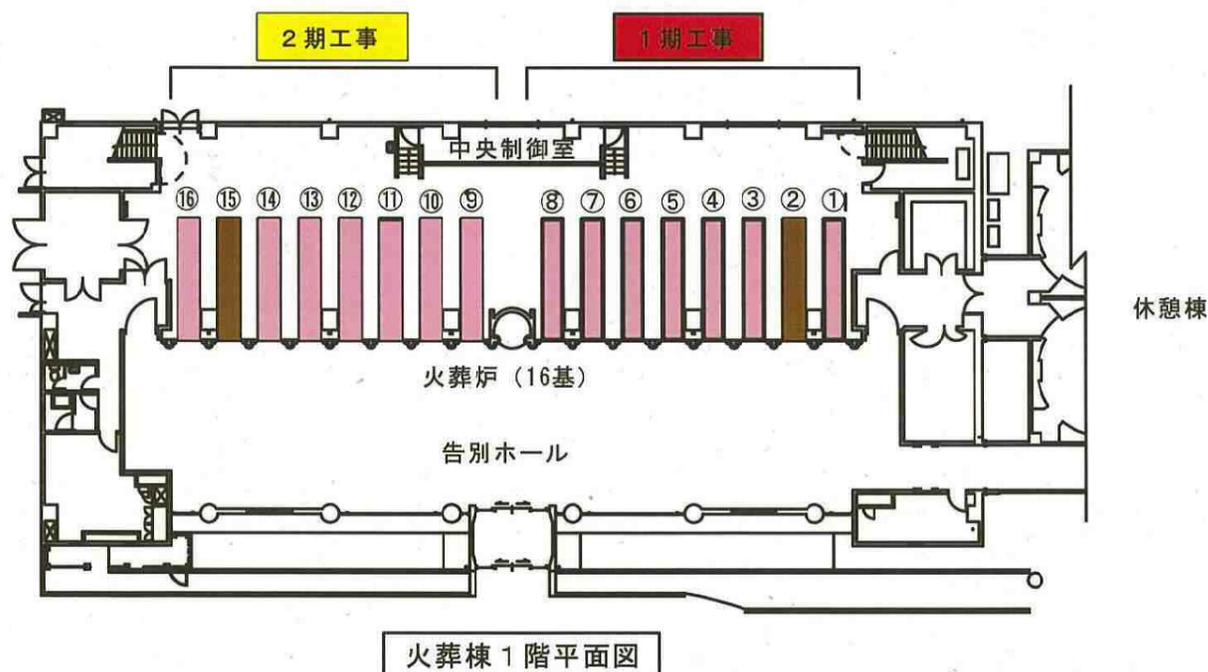
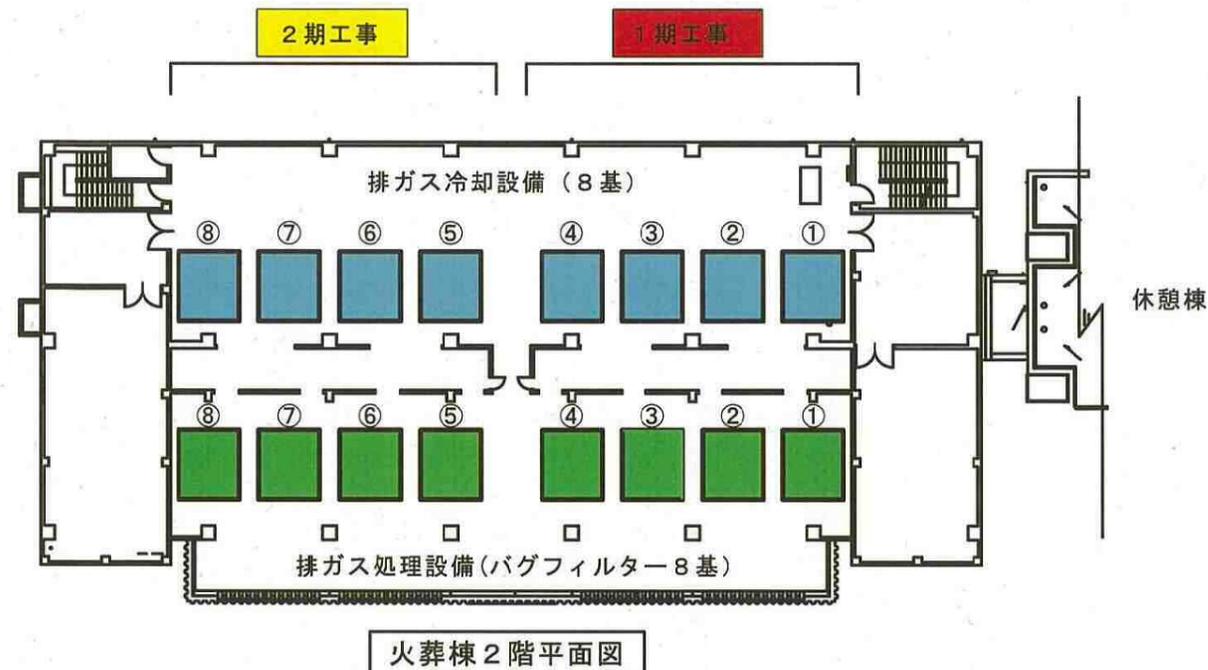
1. 築後31年が経過し、施設の老朽化への対応
2. 今後の火葬炉需要増加への対応

2. 工事の内容

1. 火葬炉設備工事
主燃焼炉及び再燃焼炉の設置
2. 燃焼設備工事
主燃焼炉及び再燃焼炉に燃焼用バーナーを設置
3. 排ガス冷却設備工事
排ガスを冷却する装置の設置
4. 排ガス処理設備工事
排ガスの粉じん等を除去するバグフィルターの設置
5. 排気設備工事
排ガスを排気塔へ排出する装置の設置
6. 電気・自動制御設備工事
火葬設備を自動運転する装置の設置
7. 解体・撤去工事
既設火葬炉及び付帯設備の撤去

3. 改修工事工程表

| | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----------|-------|------------------|----------------------------|--------|
| 火葬炉設備改修工事 | 第1期工事 | 1~8号炉改修 H26.2 | H26.10 解体 工事製作 運転 | |
| | 第2期工事 | 9~16号炉改修 | H27.3 解体 工事製作 | H27.9 |



凡例

| | | | |
|--|---------|--|----------|
| | 排ガス冷却設備 | | 火葬炉(標準炉) |
| | 排ガス処理設備 | | 火葬炉(大型炉) |



議案第 114 号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

| | |
|--------------|--|
| (1) 名称 | 川崎市わーくす日進町 |
| (2) 所在地 | 川崎市川崎区堤根34番地15 |
| (3) 設置条例 | 川崎市障害者就労支援施設条例 |
| (4) 設置目的 | 障害者に対し知識能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与するとともに、障害者に対する就労の機会の提供等を行い、もって障害者の福祉の増進を図るため。 |
| (5) 施設の事業内容 | ①就労移行支援事業 ②就労継続支援B型事業 ③相談支援事業 ④施設の維持管理業務 ⑤その他施設の設置目的を達成するために必要な業務 |
| (6) 現在の管理者 | 新設 |
| (7) 現在の管理運営費 | 新設 |

2 指定管理者となる団体の概要

| | |
|---------------------|--|
| 名 称 | 社会福祉法人県央福祉会 |
| 所 在 地 | 大和市柳橋五丁目3番地1 |
| 代 表 者 名 | 理事長 佐瀬 睦夫 |
| 設 立 年 月 | 昭和58年1月14日 |
| 基 本 財 産 又は資本の額 | 資産総額 26億9501万1972円 |
| 職 員 数 又は従業員数 | 職員 337名 |
| 設 立 目 的 | 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。 |
| 事 業 概 要 (平成24年度) | (1) 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の経営 (2) 障害福祉サービス事業の経営 (3) 老人居宅介護等事業の経営 (4) 相談支援事業の経営 (5) 認知症対応型共同生活介護事業の経営 (6) 地域活動支援センターの経営 (7) 移動支援事業の経営 (8) 福祉ホームの経営 (9) 老人デイサービス事業の経営 (10) 保育所の経営 (11) 障害児通所支援事業の経営 (12) 一時預かり事業の経営 |
| 決 算 (平成24年度) | ① 就労支援事業活動による収支 就労支援事業収入 138,503,119円 就労支援事業支出 134,902,479円 就労支援事業資金収支差額 3,600,640円・・・(1) ② 福祉事業活動による収支 福祉事業活動収入 4,289,866,634円 福祉事業活動支出 4,115,815,352円 福祉事業活動資金収支差額 174,051,282円・・・(2) |

| | |
|---------------------------|---------------------|
| ③ 施設整備等による収支 | |
| 施設整備等収入 | 75,523,121円 |
| 施設整備等支出 | 181,380,985円 |
| 施設整備等資金収支差額 | -105,857,864円・・・(3) |
| ④ 財務活動による収支 | |
| 財務収入 | 241,397,953円 |
| 財務支出 | 323,417,012円 |
| 財務活動資金収支差額 | -82,019,059円・・・(4) |
| ⑤ 当期資金収支差額 | -10,225,001円・・・(5) |
| ((1) + (2) + (3) + (4)) | |
| ⑥ 前期末支払資金残高 | 973,425,754円・・・(6) |
| ⑦ 当期末支払資金残高 | 963,200,753円・・・(7) |
| ((5) + (6)) | |

3 指定期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

| 項目 | 事業内容 |
|---------------------|---|
| 障害者支援に対する考え方、方向性、取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の自己選択と自己決定を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心、安全なサービスを提供するため、職員倫理行動綱領、職員倫理行動マニュアルを策定し、職員への周知徹底を図っている。 ・利用者が生活の主体者であることを念頭に置き、利用者中心の支援を行うため、ニーズを反映した個別支援計画を作成し、支援に当たってはインフォームドコンセントを大切にし、エンパワーメントを高められる支援を行う。 ・利用者が豊かで充実した地域生活を送れるよう、地域でのネットワークを構築し、地域に根差した施設運営に取り組む。 |
| 施設運営（提供するサービスの考え方） | <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続B型事業では、工賃増額に向けて、5年間で工賃倍増を図り、将来的には障害基礎年金と工賃収入により、グループホームで暮らせるようにしたいと考えている。作業の効率化を図り、構造化、作業同船の適正化、写真マニュアルの掲示を実施し、受託作業の再構築を行うとともに、単価の安い作業の見直しを行う。近い将来（4～5年）には、川崎駅周辺に福祉ショップを開設し、自主生産品や食品等を販売し、工賃増額に取り組むことを検討するとともに、法人が展開している統一的商品を作ることにより、効果的効率的な生産活動を目指す。 ・就労移行支援事業では、ハローワークや同法人が運営する百合丘就労援助センター等と情報交換しながら職場開拓を行い、特性に配慮したマッチングを行い、定着支援を実施する。 ・特定相談事業では、わーくす日進町の利用者を中心に、平成29年度以降は特別支援学校卒業生、在宅者等も対象としていく予定。 |
| その他の事業提案 | <p>将来的に川崎市でのケアホーム（グループホーム）新規開設を検討し、わーくす日進町の運営と共に、利用者さん支援の一層の充実を図りたいと考えている。</p> |

6 収支計画

(単位：千円)

| 項目 | 金額（消費税及び地方消費税を含む。） | | | | | |
|--------|--------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 合計 |
| 収入 | 47,093 | 56,304 | 56,282 | 56,345 | 56,261 | 272,285 |
| 指定管理料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 利用料金 | 42,933 | 51,334 | 51,312 | 51,375 | 51,291 | 248,245 |
| その他の収入 | 4,160 | 4,970 | 4,970 | 4,970 | 4,970 | 24,040 |
| 支出 | 51,539 | 52,623 | 55,972 | 55,797 | 56,059 | 271,990 |

別紙

川崎市わーくす日進町の指定管理者の選定結果について

1 応募状況

説明会参加：5 団体

応募団体：2 団体 社会福祉法人県央福祉会
その他法人A（基準点未満のため団体名は非公表）

2 民間活用推進委員会委員

【学識経験者】赤塚 光子（川崎市地域自立支援協議会会長）

【学識経験者】柳田 正明（山梨県立大学人間福祉学部准教授）

【学識経験者】渡部 匡隆（横浜国立大学人間科学部教授）

【専門的知識を有するもの】芳垣 康彦（横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター所長）

【財務専門家】鈴木 稔巳（公認会計士）

3 選定理由

仕様書に定めた標準的な条件を満たす提案がなされ、事業や収支計画も妥当であること、また、具体的な職員確保対策が示されていることや、障害者支援に対する考え方、方向性、取り組みが適切であることなどを評価し、当該団体を選定した。

(1) 事業目的の達成とサービスの向上への取組

わーくす日進町の設置目的を十分理解した上で、同種施設におけるこれまでの運営実績を活かした具体的な事業計画が提案されていることを評価した。

(2) 事業経営計画と管理経費縮減等への取組

効率的な施設運営と管理経費縮減に対する考え方・方針が明確に示されており、事業計画と整合がとれた収支計画となっていたことを評価した。

(3) 事業の安定性・継続性の確保への取組

業務改善や、職員の資質向上に向けた取組のほか、施設長や職員確保についての対策が、他の応募団体と比較して、より明確に示されていた点を評価した。

(4) 応募団体自身についての評価

わーくす日進町の管理を行うにふさわしい理念及び組織を有していることや、安定した財政基盤を有すること、諸規定が適切に整備されていること、同種施設の運営実績から、安定的な施設運営が見込まれることを評価した。

(5) 応募団体の取組

個人情報保護についての規程が整備されており、個人情報の管理体制や安全性確保のための取組が具体的に提案されていたことなどを評価した。

4 審査結果（※基準点600点以上）

| 選定基準 | 配点 | 社会福祉法人 県央福祉会 | その他法人A ※ |
|----------------------|-------|-----------------|-------------|
| ①事業目的の達成とサービスの向上への取組 | 350点 | 232点 | 186点 |
| ②事業経営計画と管理経費縮減等への取組 | 300点 | 189点 | 159点 |
| ③事業の安定性・継続性の確保への取組 | 200点 | 129点 | 105点 |
| ④応募団体自身についての評価 | 100点 | 67点 | 42点 |
| ⑤応募団体の取組 | 50点 | 32点 | 29点 |
| ⑥加算点 | 50点 | 20点 | 18点 |
| 合 計 | 1050点 | 669点 | 539点 |

※基準点未満のため団体名は非公表